

回 答 書

件名：鎌ヶ谷市総合基本計画後期基本計画策定支援業務委託

No.	文書名	頁数	質問内容	回答
1	<ul style="list-style-type: none"> ・実施要領 ・評価基準表 	p.3~4	<p>第8-1-(2)「そのほか提案事項（任意提出）」のうち、「ア 鎌ヶ谷市総合基本計画後期基本計画のデザイン・レイアウトの提案」および同(3)「課題資料（必須提出）」のア「こども向け「地方版総合戦略」を見開きで作成」、イ「『鎌ヶ谷市の情報発信手段の新提案』を見開きで作成」については、「評価基準表」のどの項目で評価する想定か、ご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>以下の通り評価を行う想定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『(任意提出) ア 鎌ヶ谷市総合基本計画後期基本計画のデザイン・レイアウトの提案』は主に「3(1)」で評価します。 ・『(必須提出) ア「こども向け「地方版総合戦略」を見開きで作成』は「3(4)、3(5)」で評価します。 ・『(必須提出) イ「鎌ヶ谷市の情報発信手段の新提案」を見開きで作成』については、「3(3)」で評価します。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・実施要領 	p.4	<p>第8-1-(3)「課題資料（必須提出）」のうち、ア 「こども向け『地方版総合戦略』を見開きで作成」について、この課題を提案者に求める趣旨・意図について、ご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>本市の総合基本計画前期基本計画は地方版総合戦略を包含していることから、将来人口に対する課題を踏まえた提案であること、こども基本法を踏まえた提案であること、A4見開き(A3一枚)でコンパクトに伝わる資料を作成する力があることを確認する趣旨・意図としています。</p>